# 様式第９号別添２

|  |
| --- |
| 手続実施結果報告書 |

　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 社会福祉法人　 |
| 理事長　　　　　　　　　様 |

|  |
| --- |
| 確認者の名称 |

私は、社会福祉法人　　　（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、　　　年度～　　　年度社会福祉法人　　　社会福祉充実計画（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第５５条の２第５項により、以下の手続を実施した。

１　手続の目的

私は、社会福祉充実計画に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を次の目的で利用することを想定し、実施した手続に記載された手続を実施した。

（１）　社会福祉充実計画における社会福祉充実残額が社会福祉充実計画の承認等に係

る事務処理基準（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているか

どうかについて確かめること。

（２）　社会福祉充実計画における事業費が、社会福祉充実計画において整合している

かどうかについて確かめること。

２　実施した手続

（１）　社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している

不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。

（２）　社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している

不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

（３）　社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基

準に従って再計算を行う。

（４）　社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に

従って再計算を行う。

（５）　社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行

った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。

（６）　社会福祉充実計画における１、２、４及び５に記載される事業費について再計

算を行う。

３　手続の実施結果

（１）　２の（１）について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。

（２）　２の（２）について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。

（３）　２の（３）について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。

（４）　２の（４）について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。

（５）　２の（５）について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。

（６）　２の（６）について、社会福祉充実計画における１、２、４及び５に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

４　業務の特質

上記手続は、財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

５　配付及び利用制限

本報告書は、法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

（注）公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針４４００合意された手続業務に関する実務指針を参考として、表題を合意された手続実施結果報告書とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現、見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。